

## 白石市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、白石市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### (会議)

第3条 総合教育会議の会議は、市長がその議長となる。

### (会議の公開)

第4条 総合教育会議の会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### (議事録)

第5条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

### (庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、総務部企画情報課及び教育委員会事務局が共同で処理するものとする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。